

## いただいた意見の概要と対応状況

| 全般     |                                                                                                                                                   |                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                             | 対 応                                                                         |
| 0428-1 | 10項目の提言は、もっと利用者（市民）に対する厳しい姿勢を示すべきではないか。                                                                                                           | § 8等に記述を追加した。                                                               |
| 0507-3 | 全体として、詳細まで網羅されていると感じており、全体としては賛成である。                                                                                                              |                                                                             |
| 0507-3 | 釧路方式を形作る仕組みの運営主体の構築に、当面は環境省が中心的かつ強力なリーダーシップを発揮することを期待する。（要望）                                                                                      |                                                                             |
| 0507-5 | 10の提言がどのような形で関連していくのか、ストラクチャーをつけてほしい。提言に挿入されている図だけでは理解しずらく、図式化し、各市民がどのような位置づけにあるのか概念図をつけ                                                          | 各主体の主役割分担は、「p 17」に述べたこの提言以降の具体的なステップを検討していく中で検討していく。                        |
| 0507-6 | 自然再生には、人間による環境負荷を減少させ、その結果として自然本来の回復機能による再生を促すという視点が重要であり、市民参加・環境教育を名目とした危険な再生思想による行動が無防備のもで行われていく可能性がある。                                         | 「提言の目的と検討の経緯」に記述を追加した。                                                      |
| 0507-6 | 想定できうる活動をもれなく列挙した感があるが、これらの中から実現が可能なもの、あるいは主体的に実施したいものを選択して行動することになるのか？その場合、単年度予算で実施が容易なもの、活動が見えやすい湿原内での活動、既存の活動の枠内での行動等が重点的に実施され、その結果として湿原への負荷の増 | 「p 17」の冒頭に次のステップとして具体的な行動計画が必要となる旨の記述を追加した。                                 |
| 0507-6 | バランスをとりながら実施していくには、戦略的な取組のためのガイドラインも必要ではないか？提言中には、自然再生とは直接                                                                                        |                                                                             |
| 0507-7 | 関係なく、「釧路湿原における広報・教育活動」と捉えるべきものが多い。自然再生のために戦略的に必要なもの、短期～長期的な視点を持って整理する必要がある。                                                                       |                                                                             |
| 0507-7 | 提言案では、どのように市民に湿原に関する関心を喚起するのかに焦点が摔られており、一步間違えれば自然再生という名の観光開発になってしまう恐れがある。                                                                         |                                                                             |
| 0508-1 | 「釧路方式」として、様々な提案がなされていますが、実際こうした取り組みが、いつ、どこで、どのように進めるのかといったところをより具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。                                                           |                                                                             |
| 0508-1 | 網羅的に提案が記述されているが、一般の人が理解しやすいように提案の内容を整理してはどうか。（例えば、情報発信のあり方ならば、メニューの充実、受入体制（人材）の充実、広報の充実、施設の充実といったアプローチに区分して、それぞれの進め                               | 今回の項目立てでは全てについてそのような整理することは困難だが、今後この提言の具体化に向けた検討の中では整理していく必要がある。            |
| 0508-1 | 釧路湿原自然再生を進めるために、具体的にはどのような人間像（知識、技能、態度等）をつくることを目指すのか示す必要があると考える。これがないと、関心レベルでの喚起を促すだけに留                                                           | 「自然再生における環境教育の役割」に、「人づくり」についての記述を追加した。                                      |
| 0512-4 | 地球温暖化防止および地球全体の環境負荷に対応する視点も必要であり、小型風力発電機や太陽光エネルギー等の自然エネルギーの活用等も考慮する必要があるのではないか。                                                                   | § 7及び§ 9の「例えば～」に記述を追加した。                                                    |
| 0512-2 | 大変きめ細かで、理想的な内容となっており、これら全てが実現できれば、自然再生に対する理解が得られると確信している。全体的には申し分はない。                                                                             |                                                                             |
| 0513-6 | ボランティア意識の向上につなげるために、参考となる事例を分析する必要がある。                                                                                                            |                                                                             |
| 0513-2 | 市民に「やらしてもらう」のではなく、自ら現場に出て行き、共同で実施していくことが重要である。                                                                                                    |                                                                             |
| 0513-2 | 国際的な視点が不十分であり、参加・広報・普及等全ての主要な領域において、より国際的な視点からの検証、取り組み、協働が強調されるべきである。                                                                             | § 10に記述を追加した。                                                               |
| 0518-1 | § 1、§ 2 では、本提言が自然再生に焦点を当てて作成されたということがはっきりとは読み取れなかった。                                                                                              | 自然再生事業の前提として、湿原そのものに対する関心や理解が必要であることを踏まえて記述したもの。なお、提言のねらいについては1 p～5 pに記述した。 |
| 0518-1 | 「再生」と「自然再生」の統一、あるいは使い分けをした方がよいのではないか。                                                                                                             | ご指摘を踏まえて、必要箇所について修正を行った。                                                    |
| 0526-1 | NGOへの強力な支援を明確に打ち出してもよいのではないか。地域を守るのは住民の熱意であり、NGOに多くの部分を委ねる決意が必要である。                                                                               |                                                                             |

## ○ 提言の目的と検討の経緯

(2 p)

## ○ 釧路湿原の現状と自然再生事業の必要性

(3 p)

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                           | 対応                                                                              |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 0507-6 | 最近の生態学では、極相に向かって一次的に遷移が移行するわけではないこと、一定のステージにおいても生態系が安定しているとは考えないといった動的な捉え方が主流になってきている。これらの事項を踏まえた上で、人的影響が湿原にとって好ましくないこと、求められる状態がどのようなものであるかを明記すべきである。あるいは、明記できないことを述べつつ、適応的管理時間スケールに関する記述について、タイムスパンに統一性がないために、ただでさえ評価しにくい市民参加・環境教育の成果を考える際に、全て（評価）を先送りになってしまう結果に結びつかないよう説明を促す。 | 「釧路湿原の現状と自然再生事業の必要性」に、再生の目標は一律ではなく地域との合意形成で決められていくことや順応的管理を行っていく方針についての記述を追加した。 |
| 0507-6 |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                 |
| 0507-3 | 「本来のあるべき姿（状態）」という言葉は、人により捉え方が異なる抽象的な表現であるので、より詳しい説明を加えるか、具体的な表現に変更する等の配慮が必要ではないか。                                                                                                                                                                                               |                                                                                 |
| 0507-5 | 自然再生推進法には、生物の多様性の確保が明記されており、本提言においても「生物の多様性の確保」について、どのように行っていくのか明記すべきであり、本提言中には「生物の多様性の確保」という文言は一切ない。また、自然再生の推進の必要性は、新・生物多様性国家戦略にも明記されており、同戦略の位置づけ、求めている事項についても明記する必要がある。上記の2点は『釧路湿原の現状と自然再生事業の必要性』に追加明記する。                                                                     | その旨の記述を追加した。                                                                    |
| 0519-1 | 生物多様性国家戦略との関係が不明確である。                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                 |
| 0512-3 | この事業を実施することで得られる成果、また実施しないことで引き起こされる結果が見えない。人は、各自の命・生活に関わる問題でない限り、興味を持つことは難しいため、多くの人に事業を知らせるためには、人々の生活にどのような変化をもたらすものかを明確にし、興味関心を得る必要があるのではないか。                                                                                                                                 | § 1 に趣旨を含む。                                                                     |
| 0513-3 | 10の提案内の各実施項目について、資金的なことが記述されていないが、どのようなになっているのか。                                                                                                                                                                                                                                | 「p 17」の冒頭に趣旨を記述した。                                                              |

## ○ 自然再生への市民参加の必要性

(4 p)

| 整理番号  | 意見の概要                                                                                                                            | 対応                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 0507- | ラムサール条約釧路会議10周年の年に日本最初の登録湿地において「市民参加・環境教育」を実施するのであるから、釧路国際ウェットランドセンターも関与して採択されたラムサール条約決議VII. 8「住民参加ガイドライン」やCEPAプログラムを少しは参照してほしい。 | 国際的な動向として記述を追加した。 |

## ○ 自然再生における環境教育の役割

(5 p)

|       |                                                                                                                                    |                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 0507- | 地域外の土地勘のない人にはコメントしづらい部分が含まれる。また、ある程度基礎知識を有している地域外の人にとっても、大前提となる環境省と国土交通省の再生事業の関係、環境省の再生事業の中での「市民参加・環境教育」の位置づけについて、もう少し詳しい説明が必要である。 | 「自然再生における環境教育の役割」に制度的位置づけの記述を拡充した。 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|

## § 1 人々の湿原への関心喚起

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                          | 対応                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 0507-2 | 釧路湿原横断トレッキング（釧路右岸堤防）と湿原再生学習の集いの開催を提案。釧路市内から歩いて行くことが出来る国立公園を、市民に広く知らせる機会として提案する。日常はゲートを閉められているコースを歩きながら、釧路湿原の広さを体感するとともに、釧路湿原の現状・環境保全・再生事業等について学習する機械とし、環境省、開発建設部、土木現業所、関係市町村等が | 「例えば～」に記述を追加した。                                     |
| 0507-6 | 湿原での様々な環境教育を試みる前に、釧路市内での湿原環境の創出（ビオトープ作り）、武佐の森や春採湖周辺におけるプログラムの展開を通して、湿原に行く前に考えるべき（欲しい）要素を提供する等を、釧路市内の団体と連携して実施することが必要                                                           |                                                     |
| 0508-1 | 「人々の湿原への関心喚起」を進めていく上では、「人々」の対象を整理していくことも必要ではないか。例えば、人々を地元住民とするか、観光客とするのか。地元の場合、一般住民とするのか、学校対象とするのか。観光客の場合、道内、道外、海外等。                                                           | 「対象に応じたアプローチ」をあらたに項立てして記述した。                        |
| 0509-2 | 市民参加・環境教育を推進していくには、釧路湿原の存在意義等を広く理解してもらうことが大切であり、一般市民、児童生徒、教員といった対象ごとに普及啓発のための講座・研修を行うこと                                                                                        |                                                     |
| 0513-1 | 湿原情報は、地元メディアを使い、毎日の連載が必要である。                                                                                                                                                   | 「例えば～」に主旨を追加した。                                     |
| 0514-2 | 新聞で「湿原へ行こう！」コーナーを設け、「マンガで見せる湿原の自然」、「意見交換の場」「タイムリーな情報」等々のテーマや表現で、楽しく読める記事を継続して掲載する。これを市民に定着させることができれば、結果的に多くの人や年齢層に、前向きで現実的な力が生まれるのではないか。                                       |                                                     |
| 0513-1 | 温根内ビジターセンターを充実させ、高層湿原博物館の併設、木道のボランティアガイドの設置（特にシーズン土日、祭日）、コーヒーコーナー等の設置等を検討してはどうか。                                                                                               | § 7「例えば～」に記述を追加した。（コーヒーコーナーについては§ 8に記述されている。）       |
| 0513-1 | 北斗展望台の展示を充実させる。現在の貧弱な展示内容は逆に、湿原理解を妨げており、サテライトカメラ等を設置し、リアルタイムで映像を流す等、展示の充実を図る必要がある。                                                                                             | § 7「例えば～」に記述を追加した。                                  |
| 0513-1 | 湿原パンフレットを充実したものにする（徳島県池田町の黒沢湿原案内図を参照）。                                                                                                                                         | § 3「例えば～」に記述を追加した。                                  |
| 0513-8 | 継続的な広報活動が必要であり、広報誌への掲載、テレビ等映像による広報、各種イベントへの参加要請を実施してはどうか。                                                                                                                      | 「例えば～」に記述を追加した。                                     |
| 0513-9 | 釧路湿原に関係する住民を対象とした湿原セミナーを開催してはどうか。                                                                                                                                              |                                                     |
| 0513-9 | 湿原の保護・保全をPRするリーフレット等を作成し、あらゆる場を活用して配布する。                                                                                                                                       |                                                     |
| 0513-2 | 人が多く集まる場所（商業施設や祭り等）でのイベント開催時に、ミニ湿原を作成し、湿原のメカニズムを解析し、湿原の大切さを実感してもらってはどうか。                                                                                                       |                                                     |
| 0513-2 | 湿原展望台に24時間稼働カメラを設置し、インターネットで丹頂の営巣の様子等をリアルタイムで見られるようにする。                                                                                                                        |                                                     |
| 0516-1 | 身近なものに視点をおき、市民に関心を持ってもらうことや、湿原についてわかってもらえる工夫をしてほしい。                                                                                                                            | 本文に記述を追加した。                                         |
| 0519-3 | 市民の関心を湿原へ向ける手法として、湿原の持つ役割やその重要性、人間を含む多くの生物が受ける恩恵等を明確に打ち出し、危機感を持たせることが重要である。湿原に関わる職業にある人が集まり、重要な事、残さなければならない事等を仕事を通して多くの人々に伝えてもらうよう働きかけるべきである。                                  | 本文に主旨を含む。                                           |
| 0519-4 | インターネットが各家庭に普及していても、アクセスする人が多いとは思えないため、新聞、広報誌、テレビ等を通して繰り返し広報を行うことが必要である。                                                                                                       | 「例えば～」に記述を追加した。                                     |
| 0519-5 | 近年、自然環境復元に関する事業が各地で行われているが、その多くは事業者主体のものであり、地域住民との関わり必要性を感じさせるものが多い。まずは、人々が地域の自然環境に関心を持つ事が、自然再生を成功させる第一歩であると考えて。                                                               | 本文に主旨を含む。                                           |
| 0519-6 | 釧路湿原に対する理解の度合いによって、様々なプログラムを用意することが必要である。特に、存在さえ知らない人が少しでも興味を持つようになることが緊急かつ重要なことである。釧路湿原の価値に対する直接的なアピールにこだわらず、人々の興味・関心の高い事柄に、存在のアピール要素を織り込む工夫が必要で                              | 本文に記述を追加した。                                         |
| 0519-6 | 専門的な調査・分析から、釧路湿原のあり方について検討し、必要な事業を実施するとともに、広くアピールする必要がある。市民参加・環境教育等の推進については、このあり方との整合や役割分担を整理・調整することが重要であり、難しい点である。                                                            | 再生の目標設定の考え方や科学的調査と評価に基づく順応的管理の必要性について、3ページに記述を追加した。 |

## §2 湿原と人との関わり（歴史と文化）への理解・普及

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                | 対応           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 0507-5 | 自然再生は、この地域に生息する様々な野生生物の保全を充分検討しつつ進めてゆく必要があるが、本提言内では、希少種や大型の動物についてのみに触れられており、より大きな視野から野生生物の保全を考える必要があるのではないかと。                        | その旨の記述を追加した。 |
| 0507-7 | 第一に、釧路湿原には、どのくらい（種数）の野生生物が生息・利用しており、近年どのように減少しており、それをどのように戻していくべきかを定める（情報提供を実施する）べきである。こうした作業について、市民参加という形で進めていただきたい。                | 「例えば～」に追加した。 |
| 0512-2 | 開発と保全の歴史を伝えることは必要であり、重要な事項である。その中で、アイヌ時代以前の先史時代についても言及することが望ましいと考える。次世代に歴史と文化を継承していくためにも、自然と共存する生活様式を営んでいた1万年間の歴史性をさらに強調してもらいたい（要望）。 | その旨の記述を追加した。 |
| 0513-2 | 塘路地区の環境保全の歴史を紹介し、学習できる教材を制作してはどうか。                                                                                                   | 「例えば～」に追加した。 |
| 0513-2 | 「釧路湿原の歴史」写真展を開催し、各地域を巡回してはどうか。                                                                                                       |              |
| 0513-9 | 釧路湿原の成り立ちを広く住民に学んでもらい、特に釧路川との関わりを歴史的にきちんと検証しておくことが必要である。                                                                             |              |
| 0513-1 | 流域からの環境負荷で何が一番の問題であり、具体的に何を減らせば効果があるのか明確な説明が必要である。                                                                                   |              |
| 0513-1 | 農業者に的を絞った教育、広報活動を取り組む必要があり、家畜排泄物の管理の適正化および利用の促進に関する法律の制定を受けての、今後の利用促進施策の展開を視点におくことで、流域の水質向上に結びつくのではないかと。                             |              |
| 0513-2 | 大型野生動物と人との関わりをテーマとするガイドツアーの際に、川や湿原先住民の歴史等を学ぶ時間を組み入れてはどうか。                                                                            |              |
| 0514-4 | 釧路湿原再生事業と市民の生活との直接的・間接的な関わりを分かり易く伝える必要がある。                                                                                           | 本文に主旨を含む。    |

### § 3 自然再生のための広報の推進

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                     | 対応                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 0428-1 | 公的なルールを制定するとともに、広く利用者に伝える活動を行うべきである。現在、環境省や国土交通省は、特別地域内への立ち入りを監視する活動等は行っておらず、そうした権限、規制が存在することさえ広く市民に告知していない。                              | 本文に同趣旨の記載あり。             |
| 0507-6 | 釧路湿原の自然再生は住民から遠いところで実施されており、地元への周知が難しい。この距離感を埋められるかどうか、成功の分かれ目である。                                                                        | 記述を追加した。                 |
| 0512-6 | 釧路湿原周辺の住民（意見者含む）は、まだ周囲に自然が残っているのか、湿原がどのように変化しているのか想像もしていないのではないか。湿原への何らかの対策を講じなければ、将来、湿原がどのような状態になるのか、シュミレーション的に映画等にし、観光業者にも視聴してもらってはどうか。 | 「例えば～」に記述を追加した。          |
| 0513-3 | 湿原展望台内常設ブース等での広報を検討しているが、実際には、釧路市からの「目的外使用許可条件」には湿原の自然再生PR等は含まれず、こうした環境が整っていない。                                                           | 拠点施設での広報の改善については本文に記述あり。 |
| 0513-2 | メディア（マスコミ）に期待しすぎず、自前の広報メディアを創出し、必要な予算をかけて、自らが優れたメディアとなる考え方                                                                                | 記述を追加した。                 |
| 0514-1 | 現在、残されている様々な湿原環境を目にすることができる機会を設け、目標に応じた再生後の湿原の姿を実感としてイメージを抱くことができるという仕掛けがあってもいいのではないかな。                                                   | 「例えば～」に記述を追加した。          |
| 0519-4 | 湿原周辺の既存施設では、現行スタイルの広報は一般の人には難しい内容で、関心が持ちづらいようである。また、どのような事業が何の為に行われているのが見えない。マンガや絵本、テレビゲーム等を作成し、関心の高い来訪者以外の層にも関心を持って                      | 本文及び「例えば～」に主旨を追加した。      |
| 0519-4 | 定期的なモデル地区の一般開放や学校単位での受け入れ等を実施し、再生事業を理解し、納得できる場を一般の人々に提供しては                                                                                | § 3、§ 7に記述を追加した。         |
| 0519-4 | 自然再生を含めて、湿原の歴史・文化との関わりをビデオや副読本等にまとめ、教育関係機関、各ビジターセンターに配布し、湿原についての系統立てた道筋を年齢に応じてつけることが必要で                                                   | § 3、§ 7に記述を追加した。         |

#### § 4 自然再生に関する情報公開と合意形成

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                   | 対応                        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 0507-5 | 自然再生を進めていく上で「合意形成」は最も重要なことであり、本提言内では記載が不足しており、合意形成の仕組みについて、別項目として立てる必要がある。                                                                                                                                                              | § 4に自然再生協議会等に関する記述等を追加した。 |
| 0508-1 | 「自然再生に関する情報公開と合意形成」を進めていく上では、情報公開の促進とともに、関係主体による意見交換や合意形成の場、ならびに関係者の意向把握・調整が必要ではないか。ただし、定期的に時間を限定して行う会議の中では、参加者が十分に意見を述べることは難しく、他の出席者との関係から建前的な発言に終わる場合があり、意見交換や合意形成に十分な時間がとれないことも多い。会を代表して参加している場合は、発言自体が慎重にならざるおえないことも多く、これらを考慮する必要があ | 主旨を追加した。                  |
| 0513-2 | 釧路川上流域と下流域の住民に対して、釧路川をテーマとした定期的なワークショップ・イベント等を実施し、交流の機会を創出                                                                                                                                                                              | 「例えば～」に記述を追加した。           |
| 0514-3 | 合意形成には、いくつかのステップがあり、例えば次の4段階が考えられる。①自然再生の必要性を認める段階 ②特定の再生目標に対して了解する段階 ③再生事業に直接参加する段階 ④社会・経済・環境のバランスによる地域全体の持続性を目指す生活・産業スタイルを実践する段階。これらを踏まえ、興味・関心が違う様々な立場の人が湿原との関わりを実感できるようなアプローチを行うことが必要であり、特に各産業分野での①②段階の                              | 本文に主旨を含む。                 |
| 0514-4 | 釧路湿原自然再生事業の必要性が具体的に示される必要がある。                                                                                                                                                                                                           | 本文に記述を追加した。               |
| 0515-1 | 合意形成は協働責任を伴うものであり、経済、観光、環境関係団体者を懇談会委員として委嘱し、責任を持たせるのが良い。流域管理はウェットゾーンの生命線であるが、国、道、地方自治体等の縦割り行政、管轄の異なり、民間の土地利用、インフラ整備等、合意形成をしていけるのか、再生事業が有名無実とならない                                                                                        | 本文に記述を追加した。               |

## § 5 自然再生への市民参加の促進

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                    | 対応              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 0507-5 | モニタリングについて明記されているが、どのようにしてフィードバックしていくのかについては記載がない。順応的な管理をどのように行っていくのか記載しておく必要がある。                        | その旨記述を追加した。     |
| 0508-1 | 「自然再生への市民参加の促進」については、参加者層を広げていくための工夫という視点のほか、既存の活動市民・団体がより効率的・効果的な活動を行うための支援という視点も必要ではな                  | 本文に主旨を含む。       |
| 0513-2 | 釧路湿原再生メッセージを募集し、市民参加を促してはどうか。                                                                            | § 6に記述あり。       |
| 0513-9 | 関係する地域住民を解説ボランティアとする。                                                                                    | 「例えば～」に記述を追加した。 |
| 0513-1 | 周辺地域住民が関われる仕組みや経済効果が実感できる事業の進め方を考慮すれば、「再生」に対する関心が、より高まるのでは                                               |                 |
| 0513-1 | 地元が何らかの形で関わっていける仕組みを、今後も多く組み入れてもらいたい。                                                                    |                 |
| 0513-2 | 新聞だけではなく、市町村役場、スーパー、学校等にパンフレット・ポスター等を掲示し、広く一般に伝わるようにすることが必要であり、自然に触れる事が原点であるように遊び心を取り入れたメニューで市民の参加を促進する。 | 「例えば～」に記述を追加した。 |
| 0519-1 | 専門家の研究活動の場として、生物多様性と関連する研究（例えば、分類学者や系統遺伝学者等）の積極的な参加を求める必要が                                               | 本文に主旨を含む。       |
| 0519-1 | 希少野生動物の目撃情報の提供を市民に求める形の市民の参加手法も検討されてはどうか。                                                                | 「例えば～」に主旨を記述した。 |
| 0519-6 | 写真や映像のほか、アニメ等の視覚に訴えるものが効果的であり、とりわけ若い人をいかに引きつけるかがポイントである。                                                 | 「例えば～」に主旨を追加した。 |

## § 6 自然再生への支援・協力の拡大

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                       | 対応                |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 0508-1 | 自然再生を全国に広めていくことを前提とした取り組みにするためには、資金調達等については、全国規模ではなく、基本的には、地域で調達していくことが望ましいのではないかな。                                                         | 主旨を追加した。          |
| 0513-1 | 市民レベルで考え、水への負荷を軽減させる生活を定着させる必要がある。                                                                                                          | 「例えば～」に記述を追加した。   |
| 0513-2 | 各自の努力によって、どのような効果が得られるのか、具体的な数値を示すことで、自分自身の使命を理解することにつながるの                                                                                  |                   |
| 0513-2 | 釧路湿原再生基金を設け、国内外に発信する。                                                                                                                       | 本文に主旨を含む。         |
| 0519-7 | これまで自然や環境に対して興味を持っていなかった人に対して、関心を持ってもらうものとして、湿原を利用した（テーマにした）商品等を開発してはどうか。食べ物やお土産等で様々な人に触れることにより（ラベルに説明を記載する等）、多くの人に釧路湿原の理解（認知）がなされるのではないかな。 | 本文及び「例えば～」に主旨を含む。 |



## § 7 湿原と継続的に関わる学びの機会の創設

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                      | 対応                           |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 0507-6 | 地域に人材を育成するための投資が重要であり、自然再生のモニタリングに必要なGISの技術研修や、先進地域の取り組みを平均的にこなすことができるNGOを育てる等が必要である。                                                                                                                      | 「例えば～」に記述を追加した。              |
| 0507-6 | 学校などにおける環境教育への取り組みが日本では遅れている。                                                                                                                                                                              | 学校教育における取り組みの必要性について記述を追加した。 |
| 0508-1 | 「学びの機会」は大切であるが、一定の知識や技能を備えた人材が地域の保全活動、自然解説員等といった地域の担い手として活躍できる場や機会を念頭においた取り組みが必要ではないか。                                                                                                                     | 「例えば～」に記述を追加した。              |
| 0508-1 | ビジターセンター等の機能の強化は、既存の施設の活用を基本とし、現在の施設の活用状況や利用者（主体）のニーズ等を踏まえ、必要な情報提供のあり方を検討する必要があるのではない                                                                                                                      | 発達段階に応じた環境教育の必要性について記述を追加した。 |
| 0509-2 | 環境教育促進のための教材づくりにおいて、生物の名前を憶える図鑑のようなものだけではなく、年齢毎に応じて、自然環境の特徴や人との関わり、保全上の課題等を学習しつつ、最終的には子どもたちの地域における活動に結びついていくようなプログラムを制作していくことが大切である。                                                                       | 記述を追加した。                     |
| 0509-2 | 啓発のための講座・研修や教材づくりは、一般市民、児童生徒（さらに年齢に応じた区分も必要）、教員といったレベルに応じた取り組みが必要である。                                                                                                                                      |                              |
| 0509-2 | 地域の自然を地元の住民が保全する担い手となるためには、市民の興味関心を深めるだけにとどまらず、個々の人が必要な技能を見につけ、釧路湿原の保全に係る活動に参加していけるようにカリキュラムに工夫が必要である。                                                                                                     |                              |
| 0509-2 | 地元の児童生徒が地域の自然資源に興味関心を持つためには、教員の指導も重要であり、子ども達に環境教育を適切に実施できるような教員の支援（例えば、教員対象の環境教育研修等）を行う                                                                                                                    |                              |
| 0514-2 | 学校の授業の一部として、日常的に子ども達が身近な自然と接しながら、自然を思いながら暮らせる土台をしっかりと作る必要がある。そのために、教師のための「自然授業」を実施してはどう                                                                                                                    | § 1に主旨を含む。                   |
| 0512-2 | 学校教育との連動について、大変重要なことと感じ、次世代を担う若者が自然とどのように向き合っていくかが、長期にわたる自然再生の成否を握るものである。その観点から、組織的に多数の児童・生徒が環境学習に取り組むこと等、学校教育との連携についてさらに強調してもらいたい（要望）。                                                                    | 記述を追加した。                     |
| 0513-1 | 幼稚園から大学までの一貫した教育展望が必要である。現在でも、各学校において単発的に実施されているが、整合性がなく、発達段階に応じた体系的な展望を持つ事が必要。具体的なものとして、総合学習・地域学習の中で年間最低5時間の湿原学習の義務化、地元小学校～大学までが共同して年一回の湿原探索および清掃活動の実施、小学校～大学までの校種別湿原研究発表大会の実施、各学校図書に湿原関係コーナーの設置等を検討してはどう | 「例えば～」に記述を追加した。              |
| 0513-2 | 幼・小・中・高・大の各学校が連携して、クリーン作戦ネットワーク作りを行う。                                                                                                                                                                      |                              |
| 0513-4 | 小学校の授業の一環として湿原を見せるべきである。                                                                                                                                                                                   | 記述を追加した。                     |
| 0513-6 | 教育との連携が必要であり、総合的な学習の時間に、関わる内容をテーマとして学習を進めるとともに、幼稚園における環境教育も検討してはどうか。                                                                                                                                       | 「例えば～」に記述を追加した。              |
| 0513-4 | 湿原を訪れる観光客に解説ができる案内人を育成し、観光客にも湿原の保存に協力してもらう呼びかけを実施する必要がある。                                                                                                                                                  | 本文に主旨を含む。                    |
| 0513-8 | ビジターセンターの機能の充実、散策路の整備を行ってはどう                                                                                                                                                                               |                              |
| 0514-4 | ネイチャーセンター等の充実を図り、リピーターを増やす工夫を推進してもらいたい。                                                                                                                                                                    | 「例えば～」に記述を追加した。              |
| 0513-9 | 住民および学生が気軽に再生事業の現場において、直接事業を体験・実感できる工夫をしてはどうか。                                                                                                                                                             | 本文に主旨を含む。                    |
| 0513-1 | 自然との共生のもとに自然環境が成り立っていることを、真剣に考えることが教育の場に必要ではないか。                                                                                                                                                           | 記述を追加した。                     |
| 0513-2 | 学校教育を重視し活用すべきであり、積極的に公教育の場に入り込んでいく必要がある。                                                                                                                                                                   | 本文に主旨を含む。                    |
| 0513-2 | 公園内の施設等において、地場の自然素材を利用する等、環境に配慮した施設を建築・設置することにより、環境への意識を高め                                                                                                                                                 | 適宜使い分けていく。                   |
| 0514-1 | 教育という言葉は「与えられるもの」という印象を受ける。「環境学習」等の自発的なイメージを想起する表現もあるのではない                                                                                                                                                 | 本文に主旨を含む。                    |
| 0514-4 | 本事業は長期にわたるものであるため、将来を見据え、子どもの環境教育に力を入れて行うべきである。                                                                                                                                                            |                              |

|        |                                                                         |          |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| 0515-4 | 学校教育と連携する視点が薄く、とりわけ、高校以上の環境教育についての記載が不足している。                            | 記述を追加した。 |
| 0519-3 | 学校での授業の中に組み込み、子ども達に伝え、教えていく人材の育成、講習会等を開催し、選択する手法を検討して実施していくのが良いのではないか。  | 記述を追加した。 |
| 0519-4 | 既存施設での普及啓発活動については、現在、スタッフの人材不足が深刻であり、身近な場所（施設周辺）での自然ガイド等に対応することができていない。 | 記述を追加した。 |
| 0526-1 | 学校教育での取り組みが提言されていないことが残念である。日本の環境教育において、致命的なことは、学校教育との関わりが少ないことではないか。   | 記述を追加した。 |

## § 8 国立公園の新しい利用形態を創り出す

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 対応              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 0423-1 | 釧路湿原周辺における釣りを禁止し、罰則がある法的規制を設けるべきである。釣り人のマナーが非常に悪く、ゴミのポイ捨てから乗り入れ禁止区域への車での侵入等、環境に影響を与える様々                                                                                                                                                                                                            | 記述を追加した。        |
| 0428-1 | 釣り人やカヌー利用者（業者含め）に対する最低限のルール（罰則）の確立も行われていない。                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |
| 0428-1 | 釧路湿原や野生動植物にとって、人間が入り込むことに何の利益ももたらさないという原点に立ち、釧路湿原の恩恵を受ける者を認識させる努力と相応の負担を求める政策が必要である。現在、最大の受益者は観光客、釣り人、カヌーイスト、バードウォッチャー、カメラマン、ガイド業者、周辺住民である。ラムサール事務局発行の「 <u>湿地の経済評価</u> 」をどのように活用しているの                                                                                                              |                 |
| 0507-1 | 観光スポットの再整備や撮影地ポイントの再整備、マップ作成等を行い利用の一形態として検討してはどうか？                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |
| 0507-3 | ボランティアワークキャンプ等の形態が盛り込まれていることを高く評価する。                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |
| 0507-6 | 湿原生態系の内外のどちらかで展開されるものが多いか検討すると、内での活動が多く、環境教育やエコツーリズム、ワークキャンプ等の名目からの負荷の増加が懸念される。戦略的な取組として内外の活動を明白に区別して考える視点が必要ではないか？                                                                                                                                                                                | 記述を追加した。        |
| 0507-4 | 湿原の中で人々が野花を楽しむことができるフィールドを整備してはどうか？副次的に観光客の滞在時間の延長、観光消費の拡大を目指すものとして、次のものを提案する。<br>細岡展望台から遠矢の岩保木水門へ下りる道・湿原へと導く道を整備する。岩保木水門周辺は、かつて四季の花が咲いていた場所であり、この土地に野草の栽培場を設置する。栽培場の中に電気自動車走らせるとともに、フィールドを楽しむ場を整備し、押し花の画材・切花・苗・葉草の販売等も行い、食材としての花を利用していく。こうした野の花の栽培場をくしろ魚観光の導入口とし、 <u>港のみずあば風景や、崖壁垣ばたの魚を堪能してもら</u> | 本文に主旨を含む。       |
| 0508-1 | 保全と利用の促進にあたり、利用する地域と立ち入り禁止にする地域の設定といったゾーニングを明確にする必要があることを明示してはどうか。                                                                                                                                                                                                                                 | 記述を追加した。        |
| 0509-1 | 国立公園の新たな利用法として、本事業が、その仕組みを構築できることを期待する。「休日は国立公園」というような親しみやすさで、家族が楽しみを持てる教育と遊びの融合プランの構築を                                                                                                                                                                                                            | 「例えば～」に記述を追加した。 |
| 0513-2 | 湿原レンジャーを編成し、立ち入り禁止地域を徹底、侵入者を排除する。また、立ち入り禁止地域を明確にするために木杭等を設置す                                                                                                                                                                                                                                       | 本文に主旨を含む。       |
| 0513-6 | トレッキングコースを設置し、湿原内（木道上）に何ヶ所かの小規模キャンプサイトを設置する。                                                                                                                                                                                                                                                       | 「例えば～」に記述を追加した。 |
| 0513-2 | 体験できる国立公園を目指し、公園内に設置された施設に一般の人が携われるようにしてはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                      | 本文に主旨を含む。       |
| 0513-2 | 湿原の四季に応じたカメラスポットを紹介してはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 「例えば～」に記述を追加した。 |
| 0514-4 | 過度のカヌーや散策路の造成等には十分な環境配慮が必要であるとともに、安全配慮事項についての周知徹底を図るべきである。                                                                                                                                                                                                                                         | 本文に主旨を追加した。     |
| 0519-4 | 現在、国立公園の利用の仕方を知らない人が多く、釣り人や山菜取り等で、コッタロ湿原等の特別保護地区にも人が入り込んでいる状態にあり、アウトドアブームで、過去と比べて多くの人が湿原に入り、フィールドへの負荷が生じている。河川の管理は国土交通省で、湿原は環境省という縦割り行政は、利用者に矛盾を感じさせており、湿原を面として捉えた保護対策が望まれる。内容を容易に理解することができる規制に関する揭示板（看板）を設置するとともに、 <u>規制の見直しについて、今後検討していく必</u>                                                    | 本文に主旨を追加した。     |
| 0519-4 | 湿原を利用する業者間のネットワークをつくり、それが必要である。ネットワークでは、湿原の保護と利用を促進することが必要であり、そうすることで、各種規制の対象地域での利用の仕方を徹底する事ができ、どこにでも人が入り込まないようにすることができる。また、ガイドの姿を通して人々に学んでもらうことで、相互                                                                                                                                               | 本文に主旨を追加した。     |

## § 9 情報提供やアクセスに関するサービスの充実

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                | 対応                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 0502-1 | 地元鉦路市としては本項目に関心があり、地元自治体として、取り組むべき内容を検討し可能な限り協力していきたい。                                               |                                                       |
| 0507-6 | 豊かな自然を売り出していくには、訪問者が地域の入り口（駅や空港）で「地域の人々が自然を大切にしている」ことを実感できることが必要。こうした観点からは「市内においても活動を…」              |                                                       |
| 0508-1 | 鉦路湿原周辺には、ビジターセンター、展望台、遊歩道等の利用施設が既存であり、個々の施設等の特性を活かすとともに、施設間での連携を強め、来訪者への情報提供をより一層工夫していくことも大切ではないか。   | § 9 及び § 10 に記述を追加した。                                 |
| 0512-4 | ピックアップサービスについて、これに燃料電池自動車の導入を検討してはどうか。また、一般車両の乗り入れ規制およびシャトルバスの運行等も検討し、大気及び周辺生物に対する配慮も考慮              | 「例えば～」に低公害車の記述を追加した。                                  |
| 0513-2 | 遊歩道の整備を実施する。                                                                                         | 既存施設の活用を前提に考え、施設整備は最小限にしていく。                          |
| 0514-4 | 情報拠点の設置やリファレンスサービス等、基盤整備を積極的に推進することを期待する。                                                            | 「例えば～」に主旨を含む。                                         |
| 0515-2 | 東京等からの初めての来訪者でも、湿原の自然再生を肌で感じられる仕組みを期待する。例えば、再生事業地を巡るツアーの開催等。せめて、事業地に案内所の様な施設があれば、自力で訪れる人も多くいるのではないか。 | 本文及び「例えば～」に記述を追加した。                                   |
| 0515-3 | 環境教育については、それを担う「人」の魅力がキーポイントである。各施設等においても、その場所の魅力を伝えることができる、インタープリターをおくようにすると良いのではないか。               | 人づくりや施設での対応拡充については § 7 に記述し、来訪者へのメッセージについて本文に記述を追加した。 |
| 0518-1 | ピックアップサービスとして定期バスを走らせていただきたい。                                                                        | 定期路線化等事業化については具体的な検討を必要とする。                           |
| 0519-2 | 鉦路湿原の魅力とは何であるのかを人々に伝える、多くの魅力あるレンジャーが必要となるであろう。その具体的な方法の記述（行政が育成するのか、NGO・NPOが自主的に行うのか等）をして            | 具体化については、主旨を「p 17」に記述した。                              |

## §10 人・施設・地域のネットワークづくり

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 対応                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 0507-5 | 「自然再生事業を協働の実験場に」の段落中で、関わる様々な主体の具体例の記載の中に、市民参加をテーマとしているにも関わらず、「市民」が入っていないのはなぜか？                                                                                                                                                                                                                       | 記述を追加した。                                                                |
| 0507-6 | 広里地区での市民参加・環境教育のための拠点機能を持たせることには反対である。                                                                                                                                                                                                                                                               | 拠点整備の対象ではなく、場として活用する旨、記述を変更した。                                          |
| 0507-6 | 道東の湿原のユニークな点は、単で1時間圏内に3箇所のラムサール条約登録湿地が存在し、それぞれが、特色ある活動を行っている点である。これを踏まえて、提言中にある事項を釧路湿原に集中して考えるのではなく、分散させることや既存のノウハウを活かした展開を検討してはどうか？例えば、カヌーの利用制限や環境教育、エコツーリズムへの取り組みは、厚岸や浜中でも蓄積があり、これらを分析するとともに活用していくべきである。これらの公園は管轄が異なることから、難しい部分もあるかもしれないが、集水域として重要な阿寒国立公園や自然再生の先進事例である知床100平米運動等を活用し、道東の他の国立公園との連携 | 記述を追加した。                                                                |
| 0507-6 | 既存の施設やネットワークをどのように事業展開に活用していくのが重要である。釧路国際ウェットランドセンターの活用や、環境教育という点では、北海道教育大学釧路校の環境教育情報センター、釧路圏教員の環境教育ネットワークの活用が必要である。                                                                                                                                                                                 | 「例えば～」に記述を追加した。                                                         |
| 0509-2 | 教育機関、施設、市民団体、行政等の各関係主体が持つ現状の課題を整理し、今後の連携の可能性等を検討していく必要がある。                                                                                                                                                                                                                                           | 記述を追加した。                                                                |
| 0513-3 | 行政施策として法律が制定され、施行段階で現場へ下りてきた場合に、継続して事業を継続していけるのは、転勤等のない地元民である。提言内（特に§3, 5, 7）で述べられている活動の実施主体をどのように想定しているのか。                                                                                                                                                                                          | 次のステップとして具体化に向けた検討を要する旨を「p17」に記述した。                                     |
| 0513-3 | 提言内で述べられている活動の実施主体として、一元して、釧路湿原自然再生センター的要素の地元NPOが担い、同NPOに資金を提供し、その事業運営の中で実施してはどうか。                                                                                                                                                                                                                   | 主旨を「p17」に含む。                                                            |
| 0513-3 | 現在は、湿原についての情報源は、現場か役所内にあり、一般の人は出入りしないものばかりである。よって、釧路駅周辺にベースとしてのセンターを設置する必要があるのではないか。この際、自然再生事業環境教育ステーションとして、資金面も含めて                                                                                                                                                                                  |                                                                         |
| 0513-1 | 湿原再生事業域に10～20mの展望等を設置し、湿原や再生事業状況を俯瞰させる。                                                                                                                                                                                                                                                              | §7「例えば～」に記述を追加した。                                                       |
| 0513-2 | 地域の産業や企業、個人を活用した新しい環境ビジネスの創造を積極的に支援してはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                           | 「例えば～」に記述を追加した。                                                         |
| 0514-4 | 本事業と関わる様々な主体が行うべき分野・特徴を明確にし、効率的な事業推進を図る必要がある。特にNPO・NGOの活動分野が不明瞭である。                                                                                                                                                                                                                                  | 各主体の具体的な役割分担については、提言を具体化していくの中で検討していくことになる。その必要性については、「p17」の冒頭に記述を追加した。 |
| 0515-4 | 対費用効果を考慮すると、行政を始めとする専門家教育・対象の能力向上が最も効果的であり、この視点に欠けている。職業人に研修の機会を十分に提供するとともに、自然保護事務所の職員に対する職業能力に関する公表可能な品質保証が必要である。                                                                                                                                                                                   | 本文に記述を追加した。                                                             |
| 0519-3 | 北海道が実施している「森林サポーター養成講座」の受講生に対して、講座終了後の活動の場として、湿原丘陵地の荒地等を天然林再生のために習得した技術を使い、活かしてみてはどうか。                                                                                                                                                                                                               | 本文に主旨を含む。                                                               |

この提言を活かすために

(17p)

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                           | 対応                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 0424-1 | 背骨の通ったもので、そこから各事業が見えてくるものを実施すべき。また、事業のプライオリティを決定し、短期、中期、長期事業を明確にすることが重要である。                                                     | ご意見を踏まえて修文を行った。          |
| 0507-3 | 提言のみで終わらず、アクションプランの策定にも是非取り組んでもらいたい。この際、「現在行われている観光による環境負荷を調査し、エコ・ツーリズムの視点に立ち、各地域・地点の利用のガイドラインを作成・普及すること」を優先順位の上位として取り上げてもらいたい。 |                          |
| 0513-2 | 多岐にわたる提言の実現可能性の検討が今後の最重要課題である。予算措置と平行して、提言の具体的な実施主体・時期・内容等の決定・構築、優先順位の決定等が必要となる。                                                |                          |
| 0513-2 | 提言を受けて、今後、具体的に何を行っていくのか、先駆的モデルとしての「鉦路方式」の具体的な部分が見えてこない。                                                                         |                          |
| 0513-2 | ターゲットが明確ではない。具体的な活動の全てが包括的な「市民」が対象ということはある得ず、優先順位をつけて目標を絞り込み、確実な成果をあげていくことが重要である。                                               |                          |
| 0514-5 | 農業者等地域の人々と話をもち、地域毎の展開に合わせて地域の人々とざっくばらんな意見交換ができる場を設けること等により、農業者の参加や新しい取り組みの展開に結び付けていくこと                                          |                          |
| 0515-4 | PDCAサイクルで考えると、達成状況を評価し、改善していく段階の発想が欠けており、実際に本提言が機能してゆく仕掛けが必要ではないか。                                                              |                          |
| 0519-6 | 様々な手法やプログラムの中で、その効果を検討し、効果の高いものから優先的、重点的に実施する事が必要である。優先順位をつけ、段階的に目標を届け、全体でのストーリーやつながりを意識することが必要である。                             |                          |
| 0513-1 | 多くの人々への周知と意識改革が必要であり、調査等から得た情報を活かし、各主体（行政・住民・地域外の人）が可能な活動を見極め、展開していくことが必要である。                                                   | 本文に主旨を含む。                |
| 0519-6 | 地元の意識の醸成と、広域へのアピールは分類する必要がある、それぞれの手法の実行と効果の検証が必要となる。                                                                            | 対象に応じたアプローチの必要性を§1に追加した。 |

○ その他（自然再生事業全般等についてのご意見）

| 整理番号   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0423-1 | 湿原周辺、集水域の森林を保全していく観点から、エゾジカの計画的な間引きが必要である。                                                                                                                                                              |
| 0423-1 | 多様な生態系を創出していく観点から、植林では複数の樹種を使用するべきである。                                                                                                                                                                  |
| 0423-1 | 環境整備を行わずに自然のままにしておく。道路等が整備され、人が立ち入りやすい環境になれば、多くの人が訪れ、環境の悪化が進行するので、人が立ち入れない環境（自然状態）にしておくことが必要である。                                                                                                        |
| 0423-1 | 日本各地の川を旅し、自然再生の取り組みをしている街を知っている、釧路湿原を訪れている作家の意見を取り入れてはどうか？                                                                                                                                              |
| 0424-1 | 現在、人為的な影響を受けている個所に特効薬的に処置を行う。例えば、生活廃水が流れ込む個所に緊急避難的にCOD値の優れた浄化槽の設置等を行う。                                                                                                                                  |
| 0424-1 | 流入河川の水質を明らかにするために、24時間記録可能な測定器等を設置し、継続したモニタリングを実施する。ワンポイント的な測定はあまり効果が期待できない。                                                                                                                            |
| 0424-1 | 国道391号線からゴツメロ湿原へ抜ける道路のルートを変更する。残された湿原北部の保全を考える上では、関係機関が連携し、実施するべきである。自然工法等は効果が得にくく、ルートそのものを既に牧草地化されているため変更する。                                                                                           |
| 0424-1 | 湿原上流部の保全を行うこと。現在、自然環境が良好であるものを先見的、実質的に先行保全を行う。                                                                                                                                                          |
| 0428-1 | 釧路湿原周囲での、これ以上の農業用地開発を止め、落葉広葉樹の植林を進めていくことで、湿原の再生は可能であろう。                                                                                                                                                 |
| 0430-1 | 全道ポイ捨て禁止条例を制定する。違反者（観光客および住民）には罰金を課し、市町村ごとに自然再生に活用する。また、4月後半を自然再生週間と位置づけ、市町村ごとに国道沿いのゴミを収集し、ゴミのない町を目指す。自宅周辺、学校周辺のゴミ拾いを学校の児童生徒、教師に担わせるようにする。提言のような直接的な活動に力を入れても、その根本の心がけがしっかり見についていなければ、将来的な展望は明るくないと推測でき |
| 0430-2 | 釧路町〇〇には清流が流れザリガニも生息している。この場所は□□の予定地であり、工事により消失することが予測される。                                                                                                                                               |
| 0507-1 | 北平展望台からの北堤防の景観には違和感を見え、自然景観、動植物にとって最悪の道であると考え。また、この存在が、湿原にとって良いものなのか？再調査を実施し、今後、どのようにこの道を生かすべきか検討してはどうか？                                                                                                |
| 0507-6 | 再生事業は実施しやすいが、地元を巻き込んだものにするのは難しいのではないかな。                                                                                                                                                                 |
| 0507-6 | ドイツでの再生事業は自然回復が水質改善と直結しているようだが、釧路湿原の場合は、湿原周辺の山林の荒廃という問題があり、ドイツと異なる。                                                                                                                                     |
| 0507-6 | 観光の回復も目的のひとつとなっていたが、リゾートやレジャーに関する考え方（自然を学びに行くという態度）にも、海外の先進事例とは異なる。                                                                                                                                     |
| 0507-6 | そもそも、なぜ自然再生を行うのかというレベルから言いがかりではないか？このような状況下で人を巻き込んでいくことは難しいのではないかな？シンポジウム等を実施しても、関心がある者しか来ないのではなかろうか？                                                                                                   |
| 0512-1 | 湿原は元には戻らない。それに関わらず、資金を使うのは税金の無駄である。                                                                                                                                                                     |
| 0512-4 | 「湿原再生」ということが先走りしているように感じる。広里地区に隣接する場所で、タイヤ、テレビ等の粗大ゴミ及び一般家庭から排出されたゴミが不法投棄されている場所があり、このような問題が処理されずに、湿原を重要視することに疑問を感じる。湿原への市民及び観光客の誘致によるゴミ処理問題や、多数の自動車が集まることによる大気汚染の問題等はないのか？                              |
| 0512-4 | 広く情報を提供することにより市民及び国民の関心を高めることが必要であり、マスメディアの活用は有効な手段である。環境省においては、積極的に情報公開、マスコミへの情報提供が行われており、建設業向けの「日経コンストラクション」にも広里地区の再生事業が掲載されていたことには感心した。                                                              |
| 0512-5 | 湿原の状況を知り驚いている。日本最大の湿原を大切にしたいという思いがする。本事業が多くの人に理解され、成功させなければならない重要課題であると感じるが、現在の湿原にはごみが散乱している状況であり、こうしたことを解決していくことも本事業の一環ではないか。                                                                          |
| 0513-2 | 釧路湿原の水質を監視するシステムを構築する。                                                                                                                                                                                  |
| 0513-2 | 不法投棄の取り締まりを強化する                                                                                                                                                                                         |
| 0513-2 | 湿原の減少、水質汚染の本当の原因を究明する。                                                                                                                                                                                  |
| 0513-2 | 土砂流入、土砂採集の制限を行う                                                                                                                                                                                         |
| 0513-4 | 釧路湿原は貴重な財産であり、地球環境を守るためにも最低でも現状で後世に残すべきと考えている。現在のまま手を加えなければ広葉樹林が広まり、湿原の乾燥化が進むため、自然再生事業を積極的に推し進めるべきである。                                                                                                  |
| 0513-5 | 地域の用地提供者等、再生事業そのものに合意がない人やデメリットを感じる人に対して、経済的なメリットを説明する必要がある。経済効果が得られるシステム作り、体制づくりを強化する必要がある。                                                                                                            |
| 0513-5 | ビクターセンター整備の際、ハード面とともに人員増強を行ってほしい。初めて訪れた人に対しても教育を施し、これまで規制されていた場所等を開放し、自己責任で行動する考え方を定着させる必要がある。                                                                                                          |
| 0513-5 | NPOが主体的に取り組めるシステムであるとともに、事業が終了した後も、地域が自力で保つことができるシステムとすべき。                                                                                                                                              |
| 0513-6 | 提言内の活動を実施のための予算補助を別途計上できるシステムの構築が、国として先駆けた釧路方式を展開していく上で必要である。                                                                                                                                           |
| 0513-7 | 自然の重要性・必要性は今後さらに増加するものであり、国民全体のモラルの向上、パイロット事業による研究、バイオ技術の研究開発等を通して、進めていく必要がある。                                                                                                                          |
| 0513-1 | 継続的な調査活動が必要である。                                                                                                                                                                                         |
| 0513-1 | 人と自然の共存を実現することが最重要課題であり、環境を利用し、生きていくために、それらを守る努力を行うことが自然再生への第一歩である。                                                                                                                                     |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0513-1 | 自然再生事業は画期的な事業と捉えているので、より力をいれるべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 0513-1 | 土地所有者の経済行為として行われる森林伐採等を防ぐための土地取得など、将来に禍根を残さない施策を国は推進すべきである。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 0513-1 | 釧路湿原の全ての権限を集約した総合調整機能として湿原特区等の創設を図り、利用と保全の仕組みの一元化を図るべきである。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 0513-1 | 再生事業自体が壮大な実験であり、これにかかる膨大な費用と時間を保護思想の普及や利用のための整備に宛てる事が、重要ではないか。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 0513-1 | 「住民参加や公民館の地域活動」と「酪農をはじめとする産業や暮らしの現状と将来」という視点からは、自然再生は、地域社会づくりの中に位置づけられる必要がある。このための手順として、実践型の住民参加（＝地域社会づくり）を実施することを、次のとおり提案する。1. 集水域内にある公民館数の把握 2. 公民館を中心とする区域数の把握 3. 区域毎の産業や暮らしの分類 4. それぞれの暮らし・産業と湿原との関わりに関するモデル地区調査 5. 負荷の軽減・活用の促進を目指したモデル地域づくり 6. モデル事業の検証による環境教育プログラム、ツーリズム、市民参加パターンの検討 7. 本提言内容への調査結果の反映 |
| 0514-6 | マイナーな環境が日本中には多くあり、それらを後世に残していくためにも環境教育が非常に重要であると感じるが、釧路湿原等のように知名度がないものについてはどのように住民の喚起を呼び起こしていけばよいか？                                                                                                                                                                                                          |
| 0515-5 | 北海道民が一体となって貴重な釧路湿原を守っていく意識を共有する絶好の機会であり、今回の提言が本事業に盛り込まれることを期待する。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 0515-6 | 従来の公共事業とは異なり、市民が積極的に参加したくなる仕組み作りがあることで、より釧路湿原が身近になるであろうし、このような人々のネットワークが拡大していくことを通して、日本国内の美しい自然が永く保全されることを期待している。                                                                                                                                                                                            |
| 0515-7 | 釧路湿原における環境教育によって、全国の湿地の保全が少しでも見直され、自然が回復されれば良いと思う。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 0519-1 | 釧路湿原の生物分野での総括的な学術研究について、今後も継続的に行い、収集された資料を一括管理することができるシステムにすることが急務である。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 0519-2 | 渡り鳥による国際的なネットワークづくりというようなことも考えてよいのではないか。渡り鳥を通じた世界中の湿地との交流を進めることによって、釧路湿原の持つ意味がまた明確になってくるのではないか。                                                                                                                                                                                                              |
| 0519-3 | 開発やこれ以上の破壊をくい止める事の方が、再生事業より先ではないか。最も重要と考えられる湿原周辺部の丘陵地においては、私有地や保護されていない場所で重要なものについては、関係各省の予算を合わせて使用し、国の財産として土地を購入・保護し、その後、荒地や裸地、乾燥している湿地への再生事業を試みるべき                                                                                                                                                         |